

第12回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会議事録

平成23年7月1日（金）

【瀧澤証券化支援対策官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第12回独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、国土交通省住宅局総務課証券化支援対策官の瀧澤でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず本日の分科会の定足数についてでございますが、分科会委員8名のうち現在5名ご出席いただいておりますので、独法評価委員会に定めます会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、先般、メールでもご連絡させていただきましたけれども、3月17日に村本分科会長の任期が満了したことに伴いまして、分科会長の互選をお願いしたところでございますが、互選の結果、村本委員に再度分科会長に就任をいただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

また、村本分科会長のご指名によりまして、分科会長の代理は角委員をお願いすることになりましたので、この点についてもご報告申し上げます。

なお、村本分科会長は、本日はご欠席でございます。また、浅見委員は所用により少し遅れてのご到着ということになります。村本分科会長がご欠席のため、本日の議事進行につきましては分科会長代理の角委員をお願いしたいと思います。

次に、本日の分科会の公開についてでございますが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則によりまして、独立行政法人の業務の実績評価にかかる案件以外は公開するということになっております。したがって、本日の議事のうち、議事9及び議事10は非公開の扱いとなっております。傍聴の方々は、議事9に入る前にご退席をお願いすることになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、写真撮影につきましては、冒頭の住宅局長及び住宅金融支援機構理事長のあいさつまでとさせていただきます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。開会に先立ちまして、お手元の議事次第の配付資料一覧でございますように、本資料については、資料1-1から資料11-2ま

で、参考資料については参考資料1から参考資料9までの資料をお配りしております。

ここであらかじめお断りさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本日の議事の一部を非公開といたしますので、資料についても一部非公開とさせていただきます。したがって、配付資料のうち資料10、資料11-1、資料11-2については、委員限りの資料ということになってございます。

また、国土交通省及び住宅金融支援機構の出席者は座席表のとおりでございます。

次に、本日は、国土交通省独立行政法人評価委員会の家田委員長にもご出席をいただいておりますので、ご紹介いたしたいと思っております。

【家田委員長】 国土交通省全体の評価委員会の委員長を仰せつかっている家田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この評価をもう何年もやっていて、それぞれの分科会の先生方も、各機構も大変な苦勞をされているし、それからまた、本省もうんと苦勞されているんですが、苦勞するのが目的じゃなくて、ともすると評価することが目的のようになってくるんですけど、本来の目的は、いくらかでも業務の仕方を改善の余地があれば改善してもらいたいが、自分のところだけだとなかなか考えにくいので、よそさんのいい知恵があればいただこうねと、これが趣旨でございます。

だから、各分科会の中だけでクローズしていると、なかなかよそさんの様子が見えない。ただ、よそさんのはA、B、Cだけ見るというのはあんまりおもしろい話じゃないので、いろいろ各分科会でご工夫いただいた結果を分科会の会長さんあたりで集まって、いろいろ意見交換したりするようにしつつあるんですが、そういう意味からすると、全体を見ることができるのが私の立場か、もしくは事務局ということなんですが、せめて私もたくさんあるうちの、あんまり自分が得意でないような分野について少し拝見させていただいて、あそこではこんなことをいい知恵でやっているよとか、こっちではこんなことをやっているんでぜひまねしたらみたいなことを勉強させていただこうと思って、参加させていただいている次第でございます。

そういう趣旨でございますので、私には何の遠慮会釈もなく、角先生、ひとつよろしく進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【瀧澤証券化支援対策官】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、国土交通省の川本住宅局長より一言ごあいさつ申し上げ

げます。

【川本住宅局長】 住宅局長の川本でございます。委員の皆様には、平素から住宅行政、住宅政策の推進に格段のご支援とご協力をいただいておりますことを、まず初めに御礼申し上げます。とりわけ住宅金融支援機構の業務の推進につきましては、それぞれのお立場からいろいろアドバイスをいただいております。重ねて御礼を申し上げます。

せっかくの機会でございますから、最近の住宅行政の状況でございますが、もうご案内のとおり、3月11日の東日本大震災の発生以降、被災地の復旧復興対策というものに追われております。正直言います、仮設住宅がこんなに大きな取り上げられ方をする震災というのはおそらく初めてでございますが、これまでに3万4,000戸強が完成し、加えて民間賃貸住宅の借り上げ、これがもう既に3万1,000戸を超えております。あわせますと、6万5,000戸分の住宅の確保というものを行ってまいったわけでございます。

ちなみに、阪神・淡路大震災のときは、建設分が4万8,000戸、借り上げ分は200戸ぐらいでございますから、それを相当数上回る戸数を既に確保はしておりますけれども、被災の規模が非常に大きいことに加えまして、原発避難者の受け入れということも求められているということもありまして、いまだ十分に充足したという状況にはないということがございまして、引き続きこの点は大きな課題となっております。

一方で、既に被災から間もなく4カ月という状況になりました。復興に向けた取り組みというのが大変重要になっております。そうした中では、住宅を失われた方に対する恒久的な住宅の確保ということで、災害公営住宅の供給、それから、自力再建をされる方に対する助成というようなことが大きな課題になってきております。

後者の場合、これは住宅金融支援機構の役割も大変大きなものがございます。いわゆる二重ローン問題といったような形で取り上げられることも多いわけでございますが、既に住宅ローンを抱えながら住宅を失われて、再建が非常に難しい方に対して、どういう手の差し伸べ方をするのかということが、これまでも政府・与党の中でいろいろ議論がなされてまいりました。

いわゆる事業資金と違いまして、住宅ローンの場合には、例えば債権を一時的に引き取ってやって、長期間にわたってその収益によって債権を償還してもらおうといったようなやり方とおそらく違ってございまして、再建が可能な方について、ニューマネーも含めてどれくらい負担を軽減するのかという点が問題になるのではないかというふうに思っております。

して、既に1次補正で、住宅金融支援機構につきましては、ニューマネーにつきましてはの金利の引下げ等の措置を講じたところでございます。

その上で、現在、政府の中で議論されておりますのは、民間金融機関についての既往債権についての債権放棄のやり方といったようなこと、私的整理のやり方についての議論がスタートいたしておりまして、これに合わせて支援機構の、そのほとんどは公庫時代のものが多いというふうに承知をいたしておりますけれども、既往マネーについての取り扱いについても再度検討が必要になる可能性があるというふうに思っております。いずれにしても、この辺のやり方については、民間ローンの議論と合わせて制度的な手当が必要になるかどうかも含めて、整理をしていかなければならないのではないかと考えております。

ただ、いずれにしても、住宅だけ建て復興ができるわけではありませんで、おそらくはまちづくり全体の中で、いかに位置づけをして、職とあわせて人々の生活そのものを再建していくのかということが課題になろうかと思っております。政府全体の取り組みの中でその位置づけを明確にしていきたいというふうに考えております。

支援機構の最近の動向につきましては、この後、支援機構の理事長さんのほうからもごあいさつございまして、ご報告があろうかと思っておりますが、経済対策で行いましたフラット35Sの金利の引下げが大変効果が大きゅうございます。機構の債権買取件数が伸びているということのほか、エコポイントの効果によりまして、いわゆる省エネ住宅の復旧という点で、政策的にも非常に大きなメリットがあったところでございますが、いずれにせよ12月でこれは切れるということがございます。

全体として政策的に何をねらうのかということと、民業との関係というものを十分整理した上で、どういった施策を講ずるのかということは今後検討していかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、委員の皆様には引き続きこの評価委員会の中での評価の議論とあわせまして、今後の支援機構のあり方につきましてもいろいろご示唆を賜ればなというふうに思っております。

引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【瀧澤証券化支援対策官】　　続きまして、独立行政法人住宅金融支援機構の宍戸理事長より一言ごあいさつさせていただきます。

【宍戸理事長】 住宅金融支援機構理事長の宍戸でございます。委員の皆様方につきましては、大変ご多忙のところご参加賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、本日は、国土交通省独法評価委員会の家田委員長にもご参加いただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

初めに、ご報告とおわびをさせていただきます。既に新聞報道等でご承知のことと思いますが、当機構職員が平成23年5月17日に、収賄容疑で逮捕され、6月7日に起訴されました。高いモラルが求められる独立行政法人といたしまして、このような事態を発生させましたことにつきましてはまことに遺憾でありますし、心からおわびを申し上げたいと思います。

当機構では、原因究明と再発防止策の策定を目的といたしまして、外部の有識者を含む職員不祥事再発防止検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。現在この結果を取りまとめているところでございますが、まとめ次第、公表させていただくとともに、今後は全役職員が一丸となって再発防止に取り組み、国民の皆様の一日も早い信頼回復に向けて組織を挙げて取り組んでまいり所存でございます。再発防止策等につきましては、次回の7月27日の分科会におきまして改めて報告させていただきます。

次に、本日の議事にもございますが、東日本大震災の関係でございます。

当機構では、被災された方への災害融資と返済中のお客様への払込み猶予などの返済方法の変更を、制度を拡充して実施しております。これらの対応状況につきましては後ほどご報告させていただきますが、今後とも政府、関係機関と連携しつつ、被災された皆様のお役に立てるように努めてまいり所存でございます。

本日は中期目標期間の4年目の財務諸表及び業務実績についてご報告させていただきます。平成22年度は、局長のお話にもありましたように、政府の経済対策の一環として、優良住宅取得支援制度、フラット35Sの金利引き下げなどが行われまして、大変多くの皆様にフラット35Sをご利用いただけました。また一方で、業務運用の効率化に注力してまいり所存であります。

引き続き役職員一同、一丸となりまして、国民の皆様のご期待にこたえられるよう努力してまいり所存であります。今後とも委員の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【瀧澤証券化支援対策官】 本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございますが、昨年同様、本日の分科会資料をはじめ議事録につきましても、委員

にご確認をいただきました上で、議事要旨とあわせて国土交通省ホームページに公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。ここからは角分科会長代理、よろしくお願い申し上げます。

【角分科会長代理】 角でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事の1から始めますけれども、本日の各議事項目の概要につきましては、事前に事務局より各委員の先生方にご説明が既にされていると伺っております。そこで、時間の節約のために議事についてのご説明は簡潔に、かつポイントを絞って行っていただくようお願いいたします。

それから、本日の議事次第でおわかりになりますように、本日は議事が多岐にわたっておりますので、できるだけ議事をまとめてご説明いただき、その後に質疑応答に移るといった形で進めたいと思います。

それでは、まず議事の1から議事6までをご説明いただきまして、その後にまとめて質疑応答とさせていただきますと思います。

それでは、事務局と、それから、住宅金融支援機構からご説明をお願いいたします。

【西周企画専門官】 国土交通省住宅局総務課の西周でございます。私より資料1-1についてご説明申し上げます。

資料1-1にございますように、「東日本大震災に係る災害復興住宅融資の拡充等」ということで、5月2日に成立いたしました。平成23年度補正予算におきまして、これまで実施しておりました災害復興住宅融資などを拡充して実施しております。

その内容が、まず1番のほうで、いわゆるニューマネー、新しく建設・購入、または補修などをされる方に向けての融資でございますが、この金利については、建設・購入などにつきましては、当初5年間は0%、6年目から10年目は通常の災害復興住宅融資の金利から0.53%引き下げております。また、補修につきましては、当初5年間1%まで引下げというふうに措置しております。

また、通常であれば3年間の元金据置・返済期間につきまして最長5年延長、また、申込期間につきましても通常、り災日から2年以内との取扱いを5年以内としております。また、住宅には被害がなく、宅地のみに被害が生じた場合につきまして、阪神・淡路大震災の際にも特別に措置された制度でございますが、災害復興宅地融資につきましても財政援助法によって新設という扱いで措置しております。

この金利につきましては、災害復興住宅融資の建設・購入と同様、当初5年間は0%などと定められました。また、既に住宅金融支援機構、また旧来の公庫融資などをお借りになっている方で、返済が困難になった方に対しまして、通常の災害の場合の返済方法の変更よりも拡充して実施しております。これが2番にございまして、払込みの猶予期間、それから、返済期間の延長の期間をそれぞれ、例えば災害割合が60%以上の場合であれば、通常3年のところを5年に延長しております。また、金利につきましても通常はもともとお借りいただいている金利からそれぞれ災害割合に応じて、0.5%から1.5%引き下げた金利のところを、今回の場合は、例えば災害割合60%の場合、1.5%引き下げた金利または0.5%の低いほうというふうに措置をしております。

以上でございます。

【荏野経営企画部長】 支援機構の荏野でございます。よろしくお願ひいたします。

では、私のほうから、「東日本大震災への対応状況」につきまして、資料1-2に基づきまして簡単にご説明させていただきます。

1ページをごらんください。機構では、震災発生当日に、機構の本店と現地の支店である東北支店、ここにそれぞれ被災者対応本部、現地被災者対応本部を設置致しまして、被害状況の把握・情報収集を行うとともに、被災者向けの情報発信や関係機関との調整方針等を随時決定しております。また、被災された方々に災害復興住宅融資や返済方法変更の内容を知っていただくために、記者発表やホームページの拡充等を行っております。

それから、東北6県や仙台市をはじめとします各市町村に対しまして、ホームページや広報紙への情報掲載等をお願いいたしまして、地方公共団体と一緒に周知を行っております。ただ、事前説明をした段階で一部不十分な地域があるということも伺っておりますので、今後とも地方公共団体への働きかけを継続していきたいと思っております。

次に、3の電話の相談の状況でございます。当機構では被災された方々からの電話相談に対応するために、震災発生日の翌日からお客様コールセンター、こちらのほうにフリーダイヤルを設置いたしております。資料には5月31日までの累計相談件数が9,764件と書いてございますけれども、おとこの水曜日までの累計相談件数は1万2,922件まで達してございます。

それから、次に、業務遂行に当たっての関係機関との調整の状況でございますが、次のページでございますが、災害復興住宅融資は住宅の工事審査が必要になります。この工事審査は、私どもは地方公共団体に委託しているわけでございますけれども、地方公共団体

の方々がこの業務になれていないというような実態がございましたので、個別に現地の説明会を実施いたしました。それから、地方公共団体からの照会に対応する窓口を設置したりしてございます。そういった地方公共団体をサポートする体制を整備しております。

それから、災害復興住宅融資は、これまで機構への郵送によって受付を行ってございましたけれども、今回の被害の大きさというのを考えまして、被災地に代理店またはその営業店のある金融機関に対して、受付の業務を行っていただくようお願いしてまいりました。5月16日から11の金融機関から、5月23日から120の金融機関が追加され、今現在、災害復興住宅融資の受付を開始していただいております。

また、次のページでございますけれども、震災発生直後から機構の東北支店では融資や、返済に関する相談業務を実施してございましたが、4月1日以降は被災された方々の利便性を考慮いたしまして、仙台市など各地方公共団体が開催しております住宅相談窓口、こちらに機構職員を派遣して相談業務に対応してございます。

最後のページでございますけれども、足元の融資の受付の状況と、返済方法の変更の承認状況をまとめてございます。受付の件数でございますけれども、6月15日現在までで146件となっております。また、返済方法変更でございますけれども、これは6月になって急速に伸びてきてございまして、6月24日現在で501件となっております。

以上でございます。

【中川理事】 住宅金融支援機構の中川でございます。議事2の「平成23年度長期借入金及び債券の発行（変更）」、それから、議事3の「平成23年度償還計画（変更）」につきまして、まとめてご説明を申し上げます。これらの変更はいずれも東日本大震災に対処するための平成23年度補正予算及び平成23年度執行見込みを踏まえてのものでございます。

まず資料2-1をごらんください。借入予定額の変更でございますけれども、財政融資資金借入金は、補正予算で1,800億円をいただきまして、変更後2,100億円でございます。

民間借入金、これは財形住宅資金貸付業務のためのものでございますけれども、22年度末の財形貸付残高が当初見込みより下振れをいたしました。80億円の減少の1,323億円でございます。

それから、他勘定借入金でございますけれども、これは主として証券化支援勘定への他勘定からの長期借り入れでございますけれども、22年度第4四半期のフラット35の買

取実績が当初見込みを下回ったこと等によりまして、870億円減少し、3,457億円の予定でございます。

次のページ、資料2-2をごらんください。平成23年の債券発行予定額の変更でございます。

まず住宅金融支援機構債券でございますけれども、貸付債権担保債券、いわゆるMBSでございますが、当初予定費1,339億円の増加でございます。これは23年3月債の発行が震災の影響によりまして大幅な減額発行を余儀なくされ、その分が5月発行となったことによる増加と、それから一方では、23年3月期のフラット35の買取実績が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、一般担保債券、いわゆるSBでございますが、当初予定費299億円の減少、それから、マンション修繕コースですけれども、45億円の減少、それから、財形住宅債券が4億円の減少でございます。これらはいずれもフラット35や直接融資等、いわゆる運用サイドの22年度実績が23年度当初予算における見込みを下回ったことによるものでございます。

1ページおめくりいただけますでしょうか。議事3の長期借入金等の償還計画の変更でございます。この変更も平成23年度補正予算及び23年度執行見込みを踏まえたものでございます。長期借入金の償還でございますが、当初計画費、合計で約4,420億円の減少でございます。これらの内訳はごらんとおりでございます。

それから、住宅金融支援機構債券でございますけれども、合計で約440億円の減少でございます。内訳はごらんとおりでございます。

それから、財形住宅債券については変更ございません。

住宅宅地債券は、合計で14億円の増加でございます。内訳はごらんとおりでございます。

したがって、合計では当初計画費、約470億円減少いたしまして、5兆5,855億円余の償還計画でございます。

私からは以上でございます。

【麦島業務企画部長】 支援機構の麦島でございます。よろしくお願いたします。

私からは、業務方法書の改正の関係のご説明を申し上げたいと存じます。資料4をごらんいただきたいと思います。業務方法書の改正の大きな部分は、その1の(1)に書いてございますように、東日本大震災の関係でございます。①のところは、最初にもご説

明を申し上げましたが、当機構の災害復興住宅融資の実施に伴う改正ということで、今回の災害復興住宅融資につきましては、申し込みの期間を平成27年度末までとさせていただきたいと思っております。

業務方法書には、申し込みの期間、通常は災害につきましては災日から2年以内という形になっていますが、今回の東日本大震災の関係は28年の3月31日までとさせていただきたいという改正をひとつ行いたいと思っております。

それから、②のところでございますが、財形につきましても、財形融資の制度につきましては、その裏の2ページ、3ページに概要をつけてございますが、この財形融資制度につきましても、今回の東日本大震災の関係で特例措置を設けたいということで、現在、主務が厚生労働省でございますので、調整を続けてございます。いずれにしましても、この特例措置の中で、今回据置期間というものを設けたいというふうに考えてございます。業務方法書におきましては、据置期間を設けることができます融資について規定がございませぬ関係で、今回のこの財形災害につきましては特例措置につきまして、据置期間を設けたいということをそこに追加をさせていただきたいということでございます。

今申し上げました業務方法書の改正につきましては、2ページ、3ページの財形融資制度のその後に横長の形で新旧の対照表をつけさせていただいております。その右左を見ていただきますと、上の19条というのが災害復興住宅融資の申し込み期間の関係の改正部分でございます。それから、下側の24条というのが今申し上げました財形の災害復興住宅融資に関しましては、そういう期間を設けるための改正ということでございます。

それから、もう1つは1ページ目にお戻りをいただきまして、(2)というところがございます。もう1点は、そこに書いてございます地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律という法律が現在、国会で審議をされているという状況でございます。この改正の中には、地すべり等防止法というものの法律の改正が予定されてございます。

その関係は1番後ろから少し前、1ページ前へお戻りをいただきまして、別紙1というところに書かせていただいておりますが、基本的にその別紙1の24条という部分で、地域主権等々の趣旨から、これまで地すべりに関します家屋の移転または除去というものを定めます関連事業計画につきましては、その内容の公表が義務づけられていたところがございますが、それがその新旧対照表の上側でございますが、公表することが努力規定になるという改正がございます。その関係で、当機構におきましては、このような家屋の

移転または代替する建築物の建設・購入の融資をさせていただいてございますが、その融資の申し込みの起算日につきまして、所要の改正を行いたいというふうに思っております。

その関係の新旧は、その条文の一つ前、先ほど見ていただきました横長のところの新旧対照表の2ページ目のところでございますが、先ほども見ていただきました申し込み期間の19条の条文の中で、今申し上げましたその関連事業計画の公表の努力義務化に伴います所要の改正を下線部のところで行わせていただいているということでございます。

業務方法書の改正は以上でございますが、今申し上げました東日本大震災の関係につきましては、7月6日にお認めいただければ施行させていただきたいというふうに思っております。

また、2つ目にご説明した点につきましては、関係の法律が成立した後に業務方法書を改正させていただくという上で、法律の施行日をもちまして業務方法書を施行させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【古川総務人事部長】 住宅金融支援機構の古川でございます。私からは議事の5番を説明させていただきます。資料5と参考資料3を使ってご説明させていただきます。

私どもの公庫総合運動場につきましては、平成19年12月24日の閣議決定、いわゆる独立行政法人整理合理化計画でございますが、こちらの保有資産の見直しにおきまして、共有他法人との協議を行って処分を検討するとされておりましたが、今般、この共有他法人との協議も終了いたしまして、処分可能な状態になったということで、主務大臣の認可を受けて処分を行うこととしたいということでございます。

具体的な概要でございますが、参考資料3をごらんください。こちらのほうで場所は三鷹市下連雀、この位置のイメージでございますが、この参考資料を2枚めくっていただきますと、位置図というのがございます。こちらのほうで、上のほうに三鷹と吉祥寺、中央線の三鷹と吉祥寺のところが見えると思いますが、ここのちょうど真ん中のところをずっと下にたどっていただきますと、公庫総合運動場というのが真ん中より大分下のところがございます。徒歩でどちらからも30分程度ということでございます。

こういった位置のところでございますが、もう2枚めくっていただきますと、この敷地内をどのように分割したかというのがわかるわけでございますが、こちらで住宅金融支援機構、6,000平米弱、緑道を除きますので、少し減っておりますが、6,000平米弱、

その下に福祉医療機構、左隣に国あるいは政策公庫と、このように分割をさせていただきます。

戻っていただいて、評価額でございますけれども、国でありますとか、あるいは福祉医療機構と一体として評価いたしますと20億7,000万円、機構単独といたしますと20億4,000万ということで、隣地と一体で処分するほうが高いという評価を得てございます。

また、処分の条件といたしましては、当該敷地全体につきまして、三鷹市による地区計画が設定されておりますので、この地区計画、1枚めくっていただきますと、また図面が出てまいりますけれども、こちらのほうで機構敷地の北側が4.5メートルから5.9メートルの緑道を整備するでありますとか、あるいは東側に幅1メートルの環境緑地を整備すると、これは開発者が整備するということになるわけでございますが、こういった計画が設定されてございます。こういった条件が売る際にはつくということになります。

最後に処分する方法でございますけれども、機構の内部規定にのっとりた処分を行いたいと考えますけれども、売却額の極大化というものを図っていきたいと考えますので、鑑定評価でも評価が高かったとおり、隣地所有者である国でありますとか、あるいは福祉医療機構と一体となった売却が行われるように、売却スケジュール等を国あるいは福祉医療機構と調整を行った上で、売却を進めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

【西周企画専門官】 国土交通省住宅局総務課の西周でございます。私より議事6についてご説明させていただきます。資料6をお開けください。

証券化支援事業に係る出資金の国庫返納についてですが、平成23年度予算に歳入計上している国庫返納額519億円は、活用が見込まれない出資金を国庫返納するものでございます。

3つに分かれておりまして、まず1番目、優良住宅取得支援制度出資金につきましては、フラット35Sに要する金利引き下げ経費を運用益で賄うものでございますが、平成21年の仕分けを受けまして、22年度予算から所要額を補助金で措置することとなりました。このため平成18年度に措置した300億円の出資金は、平成22年度末に5年間の金利引き下げ期間が終了となりまして、これを国庫返納するものでございます。

次に、ALMリスク対応出資金でございますが、これは超過担保等にかかるALMリスクに対応するものでございます。平成23年度までの出資金対象となる超過担保額が累積で4,900億円と見込まれることなどを勘案しまして、平成23年度末までに必要となる

出資金が367億円を確保すればよいということで、超過分113億円を国庫返納したものでございます。

次に、金利変動準備基金でございますが、これは住宅ローンの金利確定からMBSクーポンなど、確定までの金利変動によるリスクに対応するものでございまして、既に発生した異常リスク損失に係る出資金、将来の異常リスクに備えた出資金などを確保し、超過分を国庫返納するもので450億円のうち86億円と258億円を除く106億円を返納するものでございます。

以上でございます。

【角分科会長代理】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの議事1から議事6までのご説明について、ご意見、ご質問等はないでしょうか。

【大垣委員】 何度かお話ししていることですが、まず復興関係でございますが、最初に二重ローンの問題というのは、どうも借りられた人の金利が重いんじゃないかという議論に焦点が当たりますが、そもそも論として借りられない人のほうが圧倒的に多いわけなので、まず借りられるようにしているというところについて、その機構の復興住宅融資ないし宅地融資というのは要求されている年収が50万円とか30万円とか非常に少ない金額で借りられるという特徴があるわけですが、この点が例えばホームページとかの報道等では必ずしも明確になっていません。もちろん審査にかかわる問題ですから、最後はわからないというところかもしれませんが、もう少しその辺の借りやすさというところをアピールなさることで、特にご老人の方等の利用が進むのではないかと考えております。

一方で、第一順位の抵当権を要求するという事になっておる結果、民間から借りられている方について、同じ土地で借りるという場合についてはかなり難しい問題が出てくると理解しております。この点は将来的な問題として、次の災害のときにぜひご検討いただきたいと思っております。

それから、復興関連でもう1点でございますが、フラット35をお借りになっている方で被災をなさった方も多いと理解しておりますが、フラット35につきましては、60%以上のオリジネーションをモーゲージバンクと言われるノンバンクが行っておるわけですが、今次この業態が復興関連の融資を扱おうと思いますと、これは直接融資ということであって、今のところそのシステム等の対応からこれを扱うことができないという

ふうに向っております。

今後に向かって、やはりオリジネーターがおりませんと、機構だけではきちっとした復興対応ができないということでもありますので、従来の民間金融機関に加えて、この6割を占めるモーゲージバンクについても、直接融資関連の取扱いというのを早期に行えるような対応をお願いしたいというふうにと考えるとございませう。

第3点で、団体信用生命保険のことについてお話をしたいと思いますが、今回お亡くなりになられた方も多いかと思いますので、団体信用生命保険によって救われた被災者の方というものもあるはずでございますが、これにつきましては、先般来問題になっておりますように、その旧勘定の方々の高齢化が進んでおることによって、団体信用生命保険の保険料が、特にフラット35について他の民間金融機関のそれに比べて極めて高い高水準の保険料になっておるといふ問題があります。この結果、私の知っておるところでは既に付保率が70%台になっているということで、民間の100%に比べると、団体信用生命保険をかけずに機構から借入れをなさっている方というのが増えておるといふことかと。

これにつきましては、先般来、特に機構としてはこの点については何もするつもりはないと、やりたければ高い保険に入れということであるというふうに向っておりますが、改めて、やっぱりこういう問題が起きてまいりますと、亡くなられる方もいらっしゃるわけですので、フラット35について極力民間並みの団体信用生命保険料で付保できるということにして、付保率を向上するというような点についてご検討いただければというふうに思っております。

それから、資金計画につきましては、おそらく現下の状況で言いますと、国債の格下げというのはもう間違いない状態になってきておるかと思っております。そういう中で、機構のMBSにつきましては、トリプルAを取得するというところでありますから、この国債の格下げの影響は大きくは受けないというふうにと考えておりますが、この肝心のMBSの超過担保部分を支える、あるいは今回のような直接融資を行う場合の資金となります一般債については、国債に連動して格下げになる可能性が高いわけございまして、今後、住宅機構の資金繰りという点につきましては、これまでのような何となくトリプルA、全体としてはダブルAの機関なのに、トリプルAを出した後の別の部分もやっぱりダブルAという、論理的には本来起こらないはずのことが今のところ起きておるんですが、これがいつまで続くかわかりませう。今回の資料を読みますと、マスタートラストについては検討したけれども、やる気はないというような書き方になってございませうが、発行方法の抜本

的な変更も含めて、安定的な資金調達ができるようになり真剣に、転ばぬ先のつえという
ことでご検討いただかないと、かなり危ない事態というのが迫っておるというふうに理
解をしております。

この点に加えまして、そういう意味でもこの個人向けのMBSのプレースメントという
のをおやりになってはどうかということをかねてお話をしておるわけでありまして。あとで
特に出てこないと思いますが、25年の期間を35年に延ばしたのが平成12年でござい
まして、35年の住宅ローンを月収40万円の人が借りると、これは当然、退職の時点で
まだかなりの残高を残して収入がなくなるわけでございますが、こういうことは実は日本
国においてまだ起きたことがないわけでありまして、この後そういうことがどのような影
響を高年齢の方に、退職された方に与えるのかというのはわからない状態でありまして。

そういう意味で、皆さん、自己防衛で期限前弁済をして退職に備えるということになさ
っているわけでありまして、住宅機構のローンにつきましては、100万円単位でしかこ
の期限前弁済は認めないと、極めて硬直的な状況をずっと続けてらっしゃるということ
でございまして、この点についてもぜひご検討をなさる、あるいはそこが難しいのであれば、
例えばMBSの個人購入というようなことを推奨して、その中で例えばこの相殺対応をす
るというようなことも申し上げておるわけございまして、その辺のところについても真
剣に対応をお願いしたいというふうに思います。また、それが資金の円滑な調達にもつな
がってくるものというふうに考えます。

以上でございますが、あくまで意見でございますので、ご返答は結構でございます。

【角分科会長代理】 ただ、第1点目のPRについてだけ何か、これですとわりと、対
策がすぐ考えられると思うんですけども、もし一言おありでしたらお願いします。

【瀧野経営企画部長】 先生から前にもホームページがわかりづらいというご意見もい
ただいておりましたので、今検討しております。

【角分科会長代理】 よろしくお願ひいたします。

それでは、深田委員、お願いします。

【深田委員】 それに関連してなんですけれども、私は今の大垣先生の1つ目のお話は
ちょっと考えが違って、今回の災害復興住宅融資、貸出基準は緩やか過ぎるんじゃない
かというふうに思っています。借りやすくするというのはいいことである一方で、例え
ば当初5年間の金利はゼロにということになってはいますが、返済の審査の段階では、元金
据置をしたもの、利息だけ払ったものとして、そこで収入基準を見ていると思うんですね。

実際には最初の5年間は金利は払わなくてよくて、元金だけで、次の5年間は金利優遇があって、本来の返済額に戻るのには11年目以降になっているので、やっぱり11年目以降に返せなくなる人というのは一定割合で出てくると思うんですね。

ですから、あんまり借りやすいんだよというものをさせるのはどうかと思いますし、あと先週末、岩手県の被災地のほうで保証協会の相談会があって、そちらのほうに参ったときに地元の金融機関の方もいらっしやっていて、金融機関向けの災害復興融資のマニュアルもを見せていただいたんですが、やっぱり地元の金融機関の人も、収入基準の審査が緩やか過ぎるので、これじゃほんとうに東北の人は11年目以降返せなくなる人が多分出てくるだろうと。

もともと景気が悪くて、そんなに収入が高くないところに今回の震災でさらに職を失っている人がいると思うので、実際に現場の人たちが直融の代理業務をやったとしても、今のこのような状況で被災者の人に対して、感情の問題としてやっぱりあんまり厳しいことが言えないと思うんですね。そうであれば、基準をあんまり緩やかにし過ぎてしまうと、結局将来もっと困る人が出てくるんじゃないかと思うので、このあたりも、もう1回決まって、やってしまっていることだとは思いますが、お考えとしてはどうなんでしょう。

【角分科会長代理】 いかがでしょうか。お願いします。

【渚野経営企画部長】 私どもとしては、制度をつくったわけですから、これはちゃんと理解していただいてご利用いただくのが必要だろうと思っております。今、深田先生がおっしゃるように、返済額がアップしていくということは、それをちゃんとご利用されるお客様のほうにそういう懸念があるんだということをちゃんとご説明するということが必要んじゃないかなと思っておりますが、その一方で、借りやすくなっているという制度の内容自体もまたご説明していかないといけないと考えております。返済額の上昇についての懸念といいますか、上がるということをちゃんとご理解いただきながらご利用いただくということなのかなと思っております。

【大垣委員】 深田先生のおっしゃること自体は、政治家に言うのはそれでよろしいかと思うんですが、こうやって決まってしまった制度については、例えば液状化の問題でも、浦安の方に伺いますと、ほとんどが高齢の方で、現実問題として民間から借りるということは100%不可能だという方についてジャッキアップするのに今回590万借りられるようになったと、これはもう本当に朗報であったわけですね。ですから、それをやるべきか、やるべきでないかについては深田先生のお考えもはじめ、政治家の方によく考えてい

ただかないといけないと思うし、それが将来的にその人を不幸に追い込むということはあるかもしれませんので、そういうことをするか、しないとかというのはぜひ考えていただくんだろうとは思いますが、住宅金融支援機構はそういうことを考える機関ではないので、決まってしまった以上は、それを職員の判断で異なった運用をするということは許されないわけでありますから、今回はそういう方々に少ないものでも借りられるような制度がつくられたわけでありますから、それをきちっと遂行していただくということではないかと思います。ただ、深田先生のおっしゃることもまた正しいと思いますので、次回に向けてその制度をどうするかということは、今度は役所のほうでぜひご検討をいただくということではないかというふうに思います。

【深田委員】 1点だけすみません。実際に機構さんのほうで直接借りる人と話をするわけじゃなくて、地元の金融機関がやると思うんですけども、それに当たって、例えば当初の5年間の返済額は金利引き下げによってこうなります、次の5年間はこうなります、11年目以降は返済額はこうなりますという、その3段階の返済額を必ず窓口の代理業務をやる金融機関に対して説明を義務づけるといったことは今からでもできると思うので、そのあたりはぜひご検討いただきたいと思うんですけども。

【宍戸理事長】 今、先生からのお話のあったようなことについては、当然のことながら条件というのは変わっていくわけです。我々も当然ご融資を申し上げるというのは、幸せになっていただきたいということですから、こういうような状況の変化がある中で、不幸せになられては困るわけですから、その辺についてはきちっと説明を、もう現にしていると思いますし、そのようなことは徹底させます。

【深田委員】 ありがとうございます。

【角分科会長代理】 よろしいでしょうか。では、事務局のほうからお願いします。

【瀧澤証券化支援対策官】 国土交通省から一言申し上げたいと思いますが、角先生、深田先生、大垣先生のほうから、災害復興住宅融資の運用、団信、MBS等についていろいろご指摘をいただきました。我々としても災害復興住宅融資は、せっかく拡充を行った制度ですので、しっかり使えるようにしてまいりたいと思います。

いずれにしても、その辺の細かいところについて、機構とも打ち合わせながら対応してまいりたいと思いますし、大きな課題については、すぐ対応できることとできないことがございますけれども、これについてもしっかり機構とも議論しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

【宍戸理事長】 大垣先生からお答えは要らないと、こういうことでございましたが、先生がおっしゃられておられるようなマスタートラスト等、いわゆる市場からの調達の方法ですね。これについては間断なくやっぱり検討していかなきゃいけない。たまたま私、この4月から来ていますが、その前の段階でも検討してみた。市場となかなか合わないかなというようなことがあって、とりあえず断念しておるところでございますので、引き続き私のほうも皆様方のご指導を賜りながら検討してまいりたい、努力してまいりたいと思っております。

【角分科会長代理】 では、その点についてはよろしく願いいたします。

【中村委員】 ダブルローンの問題がまだ決着がついていないというふうに思っているんですけども、ただ、ダブルローンの問題というのはもともとちょっと返済が難しいという方が対象の委員会が立ち上がっているかと思うんですけども、もしそこで何らかの決定があったときに、今回の平成23年度の住宅債券の発行ですとか資金計画にどの程度影響があるのでしょうか。例えばもう一回検討し直さなければいけないのか、もちろん決まる内容にはよると思いますが、そのあたりのことで何かわかる範囲のことを。この住宅債券の発行計画は、今ご説明いただいたのが2回目、もちろんこの問題、東日本大震災の問題の解決前のものと解決後のものでお伺いしているもので、まださらにダブルローンの問題がありますので、そうすると、またもう一回これが予算をとって、もう一回計画がし直されるものなのか、それともそこがあっても実はもともと返済が難しいところなので織込み済だということなのか、感触だけでも教えていただければなというふうに思います。

【角分科会長代理】 いかがでしょうか。感触だけでもということですので。

【中川理事】 二重ローン問題はまだまだご議論があるというふうに思っておりますので、その辺ご議論を注視しながら、どういうふうな影響が私どもにあるのかというのは考えさせていただきたいと思っております。資金調達計画に変更がある場合には、当然ながらまたご相談申し上げたいというふうに思います。

【家田委員長】 資料5で運動公園、運動場を処分するというご説明があったので、ほんとうに教えていただくというだけで結構なんですけれども、これは資料5によると、平成19年に閣議決定されて云々云々で、平成20年に向けて処分について検討するということなんでしょうけれども、このたび平成23年に処分しますというご提案だと思うんですけどね。この間の時間的流れの中では、共有、他法人との協議というところに作業がかかった

のかもしれないんだけど、どういう時間の使い方をされていたのか、教えていただけますかね。

【古川総務人事部長】 この閣議決定の中では、平成20年10月に、日本政策金融公庫ができることをきっかけに協議をなさないと、このようになっております。すぐさま協議を始めておりました、実はこの敷地一帯となって共有だったものを分筆する手続きまでは、21年度中にもう済ませておりました。ただ、その段階で、これは非常に都内に残っている土地としては、かなり大きなものとして、大分希少価値があるようなものになっていたらしくて、三鷹市のほうが先ほど申し上げた地区計画を設定しているというふうにご説明しましたが、その時点で設定したいとなったわけですね。それで、その地区計画を設定する手続、それから、私どもとの協議、住民との協議、これに時間がかかっていたと、実際のところはこういうことでございます。

【家田委員長】 そうですか。なるほど。

【古川総務人事部長】 実際に地区計画が設定されたのは23年の2月、まさに今年に入ってからでございます、もちろんその地区計画を設定して、実際にその地区計画に従う義務というのは開発者側、つまり、購入者側のほうにあるはずなのでございますけれども、さはさりながら、地区計画が定まらない状態で私どもも売却をするわけにもいかないということで、この地区計画が設定されるまで待たざるを得なかったと、このようにご理解いただければと思います。

【家田委員長】 ありがとうございます。よくわかりました。一般論で申し上げるんですけれども、この種の評価の文化があちこちあって、こういう手続論的な議題というのは結構あるんですよ。というか、すごく多いんですよ。それを事務的にやると、こういう資料になるんですよ。かくかくしかじか、ああ、そうですかというだけになるんですけども、その中の今おっしゃったようなところが肝なんですよ。やっぱりいわば公益的なところを押さえる機構ですから、淡々と、パッパッパッとやるわけにいかないようなところがあるんだと。そういうところをもちろんこの分科会の委員の方々にご理解いただくと同時に、世間にも理解していただくのが重要というタスクだと思うんですよ。ぜひそんなところもご配慮いただきながらご説明あるいは資料作成あるいは公開というようなことをやっていただくといいなと思って、あえて申し上げました。

以上です。どうもありがとうございました。

【角分科会長代理】 よろしいでしょうか。

【土居委員】 先ほどの中村委員のご質問と関連するものでありながら、次の議題にかかってしまう話になるかもしれないんですが、二重ローンの話ですが、既に、実は次の議題で財務諸表の話が出てきますけれども、その平成22年に貸倒引当金を積み増しておられるわけですね。要は、自己査定をなさって、可能な限り合理的な積立額を計上しているということだと思うんですが、その部分は多少二重ローンの話で、償却を迫られるようなことがあっても、貸倒引当金で対応できるという、そういう対応関係になっているかどうかということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

【阿部理事】 貸倒引当金の関係ですが、二重ローンについては今ガイドライン等の検討がされているわけですが、そもそも機構の場合に、いわゆる個人のお客様でございますので、要するに、ちょっと俗っぽいことを言いますと、とことん最後まで返済を求めるといってもなかなかしにくい。物件の処分をしていただいて、生活ができるというところ以上は、追及はなかなかしにくいというところがありまして、ある意味では従来から償却ということについては当然前提にして運用をしている。その分の引当金というものを当然ながら計上しているということでございまして、今回の東日本大震災の関係での二重ローンの何らかの方策といいますか、対策というものを想定して引当金として計上しているということでは必ずしもありませんが、前提としてはそういう最終的な償却というところを、これまでの実績を踏まえて、当然織り込んで引当金として計上しているというふうにご理解いただきたいと思います。

【大垣委員】 その点気になって数字を見ましたけど、大体5年分の金利の引き下げのところと、それから、阪神のときにはちょっと貸倒れは上がっているんですね。それに少しチャージをかけた感じで見ても、今回とられている予算というのはモア・ザン・イナフだと思います。

【角分科会長代理】 それでは、もうよろしいでしょうか。

それでは、今、議事の説明と質疑応答がございまして、議事2から議事6までについては、これは分科会の決議事項となりますけれども、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【角分科会長代理】 ありがとうございます。それでは、議事2から議事6につきましては、原案どおりご了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして、議事7、土居委員が少しお入りになりましたけれども、議事7の「平成2

2年度財務諸表」につきまして、住宅金融支援機構のほうからご説明をお願いいたします。

【遠藤財務企画部長】 住宅金融支援機構の遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは議事の7、「平成22年度財務諸表」についてご説明させていただきます。資料につきましては、7-1の財務諸表の概要、7-2の財務諸表、それから、参考資料で4、5、6、7の報告といろいろつけておりますけれども、資料7-1の財務諸表の概要でご説明させていただきたいと思っております。

1ページ開けていただきますと、平成22年度決算のポイントというものを書いてございます。法人全体の当期総損失は平成21年度に比べまして、1,102億円減少し、366億円となっております。

これの主な要因としましては、次の3つを挙げておりまして、まず、先ほど来話題になっておりますけれども、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の影響による今後の貸倒損失に備えるため、被害状況等の実態を可能な限り自己査定に反映させ、合理的な見積額を貸倒引当金に積み増しするというところで、法人全体で791億円積み増しております。

これにつきまして若干補足させていただきますと、これは今回の地震が発生したのが決算直前であったため、被害状況を十分把握した上で決算に反映させるのは非常に困難な状況でありました。このため金融庁とか、公認会計士協会からは被害状況を合理的に判断できる範囲内で反映させるようにという方針が出ておりますので、これに基づきまして監査法人とも協議し、反映方法を検討し、決定したところでございます。この反映方法に基づく貸倒引当金の金額につきましては監査法人の監査を受けて、適切であると認められております。

次に、保険引受リスク管理の高度化ということで、責任準備金について、従来の計上金額では将来の債務の履行に支障をきたす恐れがあると認められる場合は追加計上するというところで、証券化支援勘定、債務保証等業務経理でございますが、159億円の責任準備金を計上しております。

続きまして、不良債権の処理が進んだこと等によりまして、既往債権管理勘定の当期総損失が平成21年度に比べまして1,277億円減少して、169億円となっております。

次に大きな2つ目でございますが、中期目標において中期目標期間の最終年度までに単年度収支の黒字化を達成することとされている、既往債権管理勘定以外の勘定、保証協会

承継業務を除いておりますけれども、平成21年度は12億円の当期総利益を計上いたしましたけれども、今年度におきましては、先ほど言いました上記①の(a)と(b)の影響等によりまして183億円悪化し、171億円の当期総損失を計上しております。

続きまして、3つ目の法人全体の純資産の部でございますけれども、22年度に、21年度補正予算でいただきました出資金のうち2,300億円を国庫返納いたしましたので、その分の資本金の減少等によりまして、平成21年に比べ2,446億円減少し、3,252億円となっております。

続きまして2ページ目でございますが、平成22年度決算の総括表となっております。これの真ん中の平成22年度(B)を見ていただきますと、一番下から3行目、「法人全体」で見ますと、先ほど言いましたように366億円の当期総損失となっております。

これの細かい中身については、次のページから説明させていただきたいと思います。

続きまして、3ページ目でございますけれども、法人全体の損益の状況でございます。法人全体の損益の状況につきましては、先ほどポイントのところでも3点挙げました。全体としまして当期総損失は平成21年度に比べ、1,102億円減少し、366億円となっております。

続きまして、4ページ目でございますが、証券化支援勘定の損益の状況となっております。経済対策による買取債権残高の積み上がりに伴いまして、資金運用収益等の経常収益は増加しております。しかし、東日本大震災の影響を勘案した貸倒引当金の積み増し及び延滞債権の増加等による貸倒引当金繰入額の増加、さらに、債券発行費償却の増等により、経常損失は平成21年度に比べ112億円増加して148億円となっております。

さらに、特別利益としまして有価証券売却益等52億円、特別損失として責任準備金繰入額等162億円を計上しましたので、当期総損失は平成21年度に比べまして201億円増加し258億円となっております。

続きまして、5ページ目が先ほど見ました証券化支援勘定のセグメントでございます。買取型でございますけれども、東日本大震災の影響及び延滞債権の増加等による貸倒引当金繰入額の増加等により、経常損失は127億円となっております。さらに、特別利益、特別損失を計上したことによりまして、当期総損失は78億円となっております。

続きまして、保証型でございますが、保険金支払後の回収金の増等ということで、経常損失は平成21年度に比べまして若干減少しまして、22億円となっておりますが、責任準備金繰入額等を特別損失として計上しましたので、当期総損失は平成21年度に比べま

して151億円増加し、180億円となっております。

続きまして、6ページ目でございます。住宅融資保険勘定の損益の状況でございます。経済対策による事業量の増加等により、経常利益は21年度に比ばまして6億円増加し、27億円となっております。

さらに、特別利益、特別損失を計上したことによりまして、当期総利益は前年度に比ばまして9億円増加し、28億円となっております。

続きまして、7ページ目でございます。財形住宅資金貸付勘定の損益の状況でございます。こちらにつきましても、東日本大震災の影響を勘案しまして貸倒金引当金の積み増し等を行っており、これによりまして経常利益は21年度に比ばまして33億円減少し、24億円となっております。

さらに、特別利益2億円を計上したことにより、当期総利益は平成21年度に比ば18億円減少し、26億円となっております。

続きまして、8ページ目、住宅資金貸付等勘定の損益でございます。こちらにつきましては、貸付金残高の積み上がりに伴いまして資金運用収益が増加したこと等により、経常損失は前年に比ば2億円減少して、88億円となっております。

さらに、特別利益として有価証券売却益等、特別損失、団体信用生命保険等の業務運営に充てるための目的積立金取崩額を計上しておりまして、当期総利益は7億円となっております。

続きまして9ページ目、セグメントでございます。住宅資金貸付等業務ですが、こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、貸付金残高の積み上がりに伴い資金運用収益が増加したこと等により、経常利益は21年度に比ばまして19億円増加し、29億円となっております。

さらに、特別利益、特別損失を計上しておりますので、当期総利益は21年度に比ばまして27億円増加し、33億円となっております。

それから、次の保証協会承継業務でございますけれども、こちらは団体信用生命保険加入者の平均年齢の上昇等により、経常損失は平成21年度に比ばまして17億円増加し、117億円となりました。さらに、特別利益、それから、団体信用生命保険等業務の運営に充てるための目的積立金取崩額を計上したことによりまして、当期総損失は平成21年度に比ば8億円減少し、26億円となっております。

続きまして、10ページ目、既往債権管理勘定の損益の状況でございます。こちらにつ

きましても東日本大震災の影響を勘案しまして、貸倒引当金の積み増しを行ったものの、不良債権の処理が進んだこと、資金運用収益と資金調達費用との収支差が引き続き改善したこと、こちらにつきましては、21年度の646億円から22年度は813億円となっております、それから、独法設立時以降に措置された政府補給金の累計額が当初の措置予定額を上回りました、その残余部分を政府補給金収益として計上したこと等により、経常損失は平成21年度に比べまして944億円減少し、255億円となっております。

さらには、特別利益としまして、抵当権移転登記引当金戻入額等86億円を計上したことにより、当期総損失は平成21年度に比べ、1,277億円減少して169億円となっております。

続きまして、法人全体の資産の状況でございます。ページは11ページでございます。

法人全体の資産の状況は、昨年度に比べまして2兆7,557億円減少しております。これにつきましては、中身的には、経済対策により買取債権が2兆3,832億円増加しておりますけれども、既往債権の回収が進んだこと等により、貸付金が4兆6,664億円減少したこと、それから、未収財源措置予定額は政府補給金の受け入れに伴い、これを全額取り崩したことでトータル2兆7,557億円減少しております。

続きまして、法人全体の負債及び純資産の部の状況でございます。

まず負債のほうの状況でございますが、前年度に比べましてトータル2兆5,111億円減少しております。これにつきましては、MBS等の発行により債券が3,057億円増加しておりますけれども、財政融資資金借入金の償還等で借入金が3兆1,577億円減少したことによるものです。

それから、預り補助金等につきましては、新たに2,247億円の補助金を受け入れたこと等により、1,927億円増加しています。

続きまして、純資産の部でございますけれども、平成21年度第1次補正予算で措置されました出資金のうち2,300億円につきましては、業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められましたので、今年の3月に国庫納付いたしております。これによりまして、法人全体の純資産は2,446億円減少しております。

続きまして、13ページ目でございますが、法人全体のキャッシュ・フローでございます。業務活動によるキャッシュ・フローは、買取債権の取得による支出の増等により、21年度に比べ収入が減少しております。財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、債券の償還による支出の増等により、21年度に比べ支出が増加しております。こう

いったことに基づきまして、期末の資金残高でございますが、21年度に比べまして1兆3,969億円減少し、1兆3,152億円となっております。

次の14ページ目は法人全体の経費の状況でございます。22年度におきまして、機構全体の経費、営業経費と役員費用等ですが、これを、固定費と変動費に分けましたところ、固定費と変動費の比率は、固定費は50.6%、変動費は49.4%となっております。このうち固定費の比率につきましては、前年度に比べまして若干上昇しておりますけれども、これは変動費のうち債権保全費の減少が非常に大きかったことによるものです。この債権保全費ですが、昨年度、抵当権移転登記引当金を計上しましたので、これによる影響でございます。

それから、固定費につきましては、経費の削減等により対前年比で全体で9.5%減少しております。

変動費につきましては、抵当権移転登記引当金の取崩し等により、対前年比で全体として15.9%の減少となっております。

債券発行費用につきましては、引受手数料の単価引き下げ等を行っておりますけれども、事業量の増加により増加しております。

続きまして、15ページでございますが、証券化支援勘定の経費の状況でございます。こちらにつきましては、経費のうち固定費と変動費の比率は、固定費が56.5%、変動費は43.5%となっております。固定費につきましては、買取債権数等の増加によりまして、増加している費用がありましたけれども、フラット35の広告経費等の削減をいたしまして、固定費全体としては対前年比で10.2%減少したということになっております。

変動費につきましては、債券発行に係る引受手数料の単価引き下げを行いました、事業量の増加によりまして、その分が増加しております。

あとは参考1としまして、16ページに東日本大震災の財務諸表への影響というものをつけさせていただいております。

左側に、(A)という欄にございますが、震災の影響がなければ、法人全体では425億円の当期総利益を計上できていたと思われま。また、協会経理・既往勘定を除く法人全体では28億円の当期総損失になっていたと思われま。右側(B)欄が今回の決算値を計上しております。

続きまして、参考2、参考3といたしまして、今回の貸倒引当金繰入れの主な発生要因を記載させていただいておりますので、こちらのほうにつきましては見ていただければと

思います。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

【角分科会長代理】 ありがとうございます。ただいまのご説明についてご意見、ご質問等おありの方はお願いいたします。

【大垣委員】 イレギュラーなご質問で申しわけない。民間のほうは、金融円滑化法でかなり不良債権を不良じゃないというか、条件変更のものを正常先として管理しているので、今後、円滑法が切れるとかなり不良債権が出てくるんじゃないかという議論になっているんですけども、機構さんの場合、もともと似たようなことを円滑法前からおやりになっているので、大きな変化はないんじゃないかとは思っているんですけど、そうはいつでも多少は影響があるのか、その辺はいかがでございますかね。

【阿部理事】 そもそも大垣先生ご指摘のとおり、機構においては円滑化法の施行の前から返済困難者のお客様に対する対応というのをかなりきめ細かく従前からやっております。そういう意味で、あまり大きな影響はないというふうに言っているのかと思っておりますが、むしろ数年前までは条件変更を、ややもすると繰り返しをするというような、そういうようなことも正直言っていましたものですから、これはお客様のためにもしつかりやはり再建をしていただく、だめな場合には物件の処分ということも覚悟していただくというようなことで、条件変更自体は比較的従前よりは金融円滑化法施行後の対応をもってしても、大きく増えているという状況ではないというふうに思っています。

条件変更でやっていただいたお客様も、大体3分の2ぐらいのお客様はその後も正常に復帰されるというような状況にあまり変わりがないものですから、今、先生ご指摘のようなそんなに大きな影響があるというふうにはあまり思っておりません。

【大垣委員】 お願いなんですけれども、7月から新たに家賃の返済特約をフラット35につけるといような、かなり画期的といいますか、新しい対応をなさいますし、やはり単に待っているだけでは住宅ローンの場合、どんどん長くなるばかりで、全く返せなくなりますので、住み続ける、親の家等に動けるようなご事情のある方は、そういう、せっかく自己居住要件も撤廃しているわけでありますから、賃貸で抵当権を実行せずに少し再建を待つというような、きめ細かな対応をより強めていただいて、民間ではできない、これこそ住宅機構ならではの対応だと思いますので、経済状況もどんどん悪くなってまいりますので、ぜひその辺のところの対応を引き続きお願いしたいと思います。

【角分科会長代理】 それでは、そのほかよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、議事7でございますが、「平成22年度財務諸表」については、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【角分科会長代理】 ありがとうございます。それでは、原案どおりご了承いただいたということで、ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事8ですけれども、議事8の「報告事項」につきまして、住宅金融支援機構からご説明をお願いいたします。

【麦島業務企画部長】 それでは、私のほうから、報告の1つ目でございますが、責任準備金の算出方法の見直しのご説明を申し上げたいと思います。資料8でございます。

今ご説明いたしました決算にも関連してございますが、機構の責任準備金に関しまして、1ページを見ていただきたいと思います。住宅融資保険事業、また、証券化支援事業の保証型という部分につきまして、保険の引き受けリスクの管理の高度化ということから、保険財務の健全性を高めるために、責任準備金の算出方法をこの22年度決算から見直しをさせていただいております。

現行のこれまでの責任準備金につきましては、その上に書いてございますが、保険料収入のうち、保険期間が未経過の期間分の責任に相当する額を、未経過保険料という形で、責任準備金として積み立てをしてきたというところでございますが、今回、22年度決算からは、加えまして、将来収支分析ということで、足元の事故発生状況等を考慮しながら、責任準備金が将来の保険金の支払い等に支障がないかどうか、十分に検証すると。不足が認められた場合には、責任準備金を追加して積み立てるという作業を行ったところでございます。

2ページは、現行の責任準備金、今ご説明したとおりでございますが、住宅融資保険事業については、今申し上げました未経過保険料というものを責任準備金として積み立てておりましたが、証券化支援事業の保証型につきましては、2のところに書いてございまして、これまでのところ特定の住宅融資保険約款、これは保証型でございますが、につきましては、その月初から月末までの期間の責任に対応する保険料を毎月払いで徴収しているという関係で、実績としまして、これまで未経過保険料は0円になるという前提で、責任準備金を積み立ててこなかったという状況でございます。

今回、3ページ、4ページに書かせていただきましたが、将来収支分析という作業を行いまして、足元、例えばデフォルト率等々が予定したものよりも大きく上回るというよう

な事態の場合は、将来の保険金支払い等に支障を及ぼす危険性もございますので、将来収支分析という作業を、4ページにポンチ絵をつくらせていただいておりますが、将来のその収入と、将来の支出を現在価値化してみまして、それを比較しながら不足があるかどうかを検証するという作業を行ったところでございます。

結果としまして、これを踏まえて機構にかかわります財務会計に関する省令というものが改正されまして、それを受けてこの22年度決算をしたわけでございますが、結果といたしまして、住宅融資保険に関しましては、これまで積み立てていた責任準備金の中でおさまっているという結果が出てございますので、追加して積み立てるという部分は出てこなかったわけでございますが、証券化支援事業の保証型につきましては、これまで責任準備金を積んでございませんでした。今回、将来収支分析というのを実施いたしまして、先ほど決算でご説明をいたしました159億円ということを22年度の決算で措置をさせていただいたというところでございます。

私からは以上でございます。

【遠藤財務企画部長】 住宅支援金融機構の遠藤でございます。私からは報告事項2の「契約状況の点検・見直しについて」をご説明させていただきます。資料9でございます。

平成22年6月に策定しました「随意契約等見直し計画」に基づく取組みの結果ということで、以下のとおりになっています。

1つ目は、競争性のない随意契約でございますが、「真にやむを得ないものを除き、契約を締結しない」ということで実施いたしまして、真ん中に表になってございますが、22年度につきましては、「競争性のない随意契約」が、件数としては140件、金額としては21億円となっています。これは22年6月に策定しました「随意契約等見直し計画」の件数170件、金額26億5,000万円の内側に入っていますので目標を達成しております。

続きまして2つ目の一者応札・一者応募の改善でございますけれども、こちらにつきましては、仕様書の内容の見直し及び事業者からの聞き取り等を実施いたしまして、平成22年度につきましては45件となりまして、前年度実績61件以下となっています。

一者応札の主なものでございますけれども、システムの改修、運用・保守及び債券の募集等で、全体の60.5%を占めている状況でございます。

続きまして、大きい2番目のところで、22年度契約監視委員会の審議状況というところでございます。こちらにつきましては、21年11月の閣議決定「独立行政法人の契約

状況の点検・見直しについて」に基づき、外部有識者の先生4名及び監事2名で構成する契約監視委員会を設置いたしまして、競争性のない随意契約、一者応札、こういったものについて自主点検を実施しております。

点検につきましては、次のページに書いてございます表にありますが、22年4月から6月分につきましては、22年10月27日に、7月から9月分につきましては、平成22年12月6日に、10月から12月分については3月7日に実施しております。

ここには書いてございませんけれども、1月から3月分につきましては6月22日に点検を実施いたしまして、終わっております。

契約監視委員会の指摘事項というものを次の3番目に書いてございます。随意契約の中の証券化支援業務に係る税務アドバイスについて指摘がございました。指摘の内容は、ちょうど上から5行目に書いてございますけれども、「税務や会計の事務を行う事業者は複数あり、後納郵便のように相手先が限定される他の契約と比べ随意契約とする理由が劣る。現在の契約方法を見直すべきである」と指摘をいただいております。

これにつきましては、「見直し内容」で書いてございますけれども、23年度契約分から、一般競争入札に契約方法を変更いたしております。

それから、次の一者応札・一者応募については特に指摘はございませんでした。

4番目の「審議概要の公表」でございましてけれども、契約監視委員会の概要については毎回終わった後に、各委員に確認後、機構のホームページに公表しているところでございます。

それから、「今後の取組み」でございまして、引き続き、「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを行い、四半期ごとに開催する契約監視委員会により競争性のない随意契約の点検・見直しを行いまして、入札及び契約の適正化を着実に実施していくこととしております。

特に一者応札が多いシステム関係につきましては、あらためて原因を究明するとか、他の独法や公的機関におけるシステム関係の入札における一者応札の回避状況はどうなっているかということを調査いたしまして、一者応札の減少に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【角分科会長代理】 どうもありがとうございました。ただいまのご説明についてご意見、ご質問等はございますでしょうか。

土居委員、お願いします。

【土居委員】 契約状況の話に関してなんですけれども、これは個人的意見という感じなので、ここで言って、話が結局、だからどうなんだという話になるのかもしれませんが、随分契約の競争性を担保する取り組みは進んできていると思います。そうすると、だんだんどうしてももう一者応札せざるを得ないとか、そうは言っても随意契約しかできないとかというそういう、これ以上改善するにしても、なかなか対案がないというか、それを改めると言われてもなかなか実務的にも難しいというような域にだんだん達しつつあるんじゃないかと。

それは御機構だけでなくほかもみんなそうだと思うんですけれども、そういう意味でいうと、さはさりながら、できるだけパブリックセクターとしては費用を節約できるものは節約して、効率的に事業を実施するというそういう取組みも必要だということになると、私が思うには、いかにフェアバリューと言いましょうか、適正な、公正な値段で契約を結んでいるということを、どういうふうにもみずから証明できるかということにチャレンジすると言いましょうか。もちろんそれは競争入札という手法でそれを証明するということは今まではやってきたし、それができるものについては取り組んできた。だけれども、なかなか難しいというときには、先ほどのご説明で少し、他の独法でどうされているかとかというのは、それは非常に重要な情報交換だと思うので、さはさりながら、随意契約せざるを得ないとか、一者応札にならざるを得ないみたいなようなものは、今後は、ここで言っても全体の独法の評価委員会とか政府全体の話になっちゃうので、ここで私が言ったところでどうということはないのかもしれませんが、むしろ今後の取組みとしては、いかに公正な価格でやっているかということ証明できるかが問われてくるということになってくるんじゃないのかなという。

つまり、随意契約だからだめだとか、一者応札だからもう外形的にだめだとかという話じゃなくて、いや、一者応札ですとか、随意契約ですということでも、それは適正な価格で契約を結んでいて、仮にこれを競争入札に変えたとしても、ほぼ同じような値段で契約するということに多分なるだろうという、そういうようなことをいかにみずから証明できるかということがだんだん問われてくるんじゃないのかなというふうに思います。

コメントです。

【角分科会長代理】 非常にパブリックセクター全部の契約にかかわることで、この住宅金融支援機構だけの話ではないので、たまたま本日、家田委員長にいらしていただいて

いるので、何かそれに関連してお話しただけだと思いますが。

【家田委員長】 ごもっともお話だと思いますね。ほんとうにいろんな種類の機構があって、独法があって、それぞれ独自の業務をやってきたので、独自の調達をしなきゃいけないケースというのがあるんですよね。おっしゃるとおりで、とにかく淡々とやろうとすると、競争だったらもうすべてがいいという、それはそうかもしれないけど、そうもいえないところがあるから困っているんじゃないかよというのが、現場の話ですよ。だから、先生がおっしゃるように、それが適正なのかどうかというのはどういう手法でやったらいいのかというのはぜひ先生からご提案いただけるとよいと思います。試しにやってみるといいことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

【土居委員】 私は実務家ではないので、こうすればいいという提案はできないんですが、みずからいろいろな方法でこれが適正な価格だということを証明する努力をしていただきたいと思います。

【家田委員長】 大体どの場所でもエクスキューズみたいなものはつくってもらっているんですよね。こういう場合はしようがないじゃないですかというふうにやっているんですけど、あくまで、競争入札がベースとすると、それはみんなエクスキューズに逃げちゃうんですよね。エクスキューズじゃないように、これこそが正当なんだと言えるような、理論だけじゃなくて手法も開発いただけたらと思います。

どうもありがとうございました。

【角分科会長代理】 委員長から大きな宿題が出されましたけれども、ほんとうにこれは、分科会長代理という立場を超えていつも思っていることですので、事務局、国土交通省さんだけでどうこうできる話ではないというのは重々承知しておりますけれども、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ただいまの8の報告事項について。どうぞ。浅見先生。

【浅見委員】 今のに関連するんですけども、こういう入札をした後の事後評価というのは、各機関ともやっておられるんだと思うんですよね。私も別なところでの入札監視みたいなこともやっているんですけども、そうすると、やはり問題のあった業者というのがあったり、いろいろするんですよね。

そういう意味でいうと、一般競争入札というのが今一番、ある意味ではどうなるかわからない仕組みでもあるので、その事後評価をちゃんとやっていただいて、問題なければもちろんそういう競争性のあるものにすればいいし、そうじゃないとすると、やっぱり入札

の仕方をいろいろ考える。例えば企画競争にするとか、総合評価をうまく取り入れるとかということになると思います。せっかくだから、いかに競争的なものにいったかというだけではなくて、いかに事後評価の結果、問題がなかったのかということも評価の視点として入れていただけるといいかなと思いました。

【角分科会長代理】 今のご指摘、何かありましたら。

【遠藤財務企画部長】 いいですか。事後評価については、一者応札の場合に、入札説明書を何社かの方が取りに来られても、最終的に1社しかなかったということが結構あります。そういったときには、何で入札されませんでしたと、相手に聞きまして、期間が短かったとか、仕様書がわかりづらかったとかいろいろな理由がありますので、その改善策を次の機会に全部織り込みまして、仕様書の内容を変えることで、自己点検をやりまして、一者応札をなくすようにやっております。

【角分科会長代理】 今後とも取組みをよろしく願いいたします。

それでは、次に、議事9の「平成22年度業務実績報告について」でございます。議事9及び議事10につきましては、先ほど事務局からも説明がございましたとおり、議事は非公開となりますので、恐れ入りますけれども、傍聴の方々にはここでご退室いただきますようお願いいたします。

それでは、議事9の「平成22年度業務実績報告について」及び議事10の「平成22年度業務実績評価①について」でございます。この業務実績報告及び評価の審議の進め方について、まずご説明いたします。

独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないという仕組みになっております。本日は住宅金融支援機構から業務実績についてご説明をお願いした後に、質疑等を行った上で、平成22年度業務実績評価調書の（案）をご説明し、これについて審議を行いたいと思います。

本日提出いたします業務実績評価調書（案）につきましては、国土交通省ホームページに公開をして、国民の皆様からのご意見を募集いたします。

なお、評価の確定方法につきましては、各委員の皆様からお出しいただいたご意見、それから、国民の皆様から寄せられたご意見等を踏まえまして作成された案を次回の分科会においてご審議いただきまして、分科会としての評価を確定させたいと考えております。

今ご説明申し上げたやり方で進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【角分科会長代理】 ありがとうございます。

では、そのようなやり方で進めたいと思います。

それでは、まず住宅金融支援機構のほうから、平成22年度業務実績報告をお願いいたします。

【住宅金融支援機構】 それでは、22年度業務実績報告の概要について私のほうからご説明させていただきます。資料は、この青いファイルの、資料10と書いたこのファイルのほうでございますが、その1ページをごらんください。

まず1ページにIの1の「組織運営の効率化」についてでございますけれども、これにつきましては、業務の効率化の観点から、支店経理業務の集約等を行い、一方で、経済対策で事業量が増加しております審査部門の人員を増員するなど、機動的に人員配置の見直しを行ってございます。

それから、2の「一般管理費等の低減」でございますが、こちらにつきましては、計画的な人員管理による人件費の削減、それから、物件費の削減を行いまして、中期目標の平成18年度比、15%削減、これを大きく上回る21.2%の削減を実現しております。

また、(3)、(4)の経費率につきましても、証券化支援業務につきましては0.31と、中期計画の目標水準の0.30%に向けて着実に低減していますし、直接融資業務は0.30%と、中期計画の目標水準を既に達成しております。

3の「業務・システム最適化」につきましては、すべてのシステムメンテナンスについて、競争性の高い一般競争入札により調達を行うなど、コストの適正化に努めまして、基幹システムのシステムコストを昨年度からさらに3.8億円削減してございます。結果、18年度比42.1%の削減を実現しているところでございます。

2ページの4番目の「入札及び契約の適正化」につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それから、2ページの一番下のところの「業務の点検」でございます。ここに機構職員逮捕の件につきまして記載させていただいております。冒頭、私ども理事長のほうからごあいさつさせていただきましたが、現在、再発防止検討委員会を設置し、対応策の検討を行ってございますので、次回の分科会で再発防止策等につきましてご報告させていただきたいと思っております。

それから、次に、3ページのIIの1の「証券化支援業務」についてでございます。

(1)の総論で、適切な融資審査や工事審査の実施、これを計画に掲げておりますが、

金融機関や適合証明検査機関を訪問する等によって、各機関の実施状況を確認してごさいます。

3 ページ、一番下の(2)の①に効率的かつ安定的な資金調達についての計画を掲げてごさいますけれども、今年度も丁寧な広報活動と慎重な起債に努めました。特に東日本大震災により金融市場が一時的に混乱した中で、発行額の減額は余儀なくされましたが、機構のMBSは継続発行することができてごさいます。

それから、4 ページの②の標準処理期間内での処理率でごさいますけれども、これは申請件数が2倍以上に増加したにもかかわらず、事前審査制度の活用、それから、審査部門の人員増加によって処理率を86.1%と目標を達成するとともに、前年度実績の84.2%も上回ることができております。

⑤のMBS投資家の範囲の維持・拡大、これにつきましては、積極的なIR活動を行った結果、地方投資家などの新規参入が22社程度あった模様でごさいます。また、月次債の一起債当たり投資家数も昨年度の30から40社程度から50社を超える水準まで拡大しております。

5 ページの⑦のところでごさいますけれども、従来の金利スワップの取引方式を改めるとともに、各勘定の余剰資金、これを効率的に活用するということで、勘定間融通、これを実施することとしております。

2番の「住宅融資保険業務」の(1)でごさいます。ここに標準処理期間内の処理率を掲げてごさいますが、昨年度に引き続きまして、100%の達成率となっております。

また、(2)の回収率につきましても、金融機関と連携して回収を行いまして、43%と、目安である40%を上回ることができてごさいます。

それから、6 ページでごさいますが、6 ページの3の「住情報提供業務」につきましては、内容の充実を図りながら各種のセミナーを積極的に開催するとともに、ホームページの改善も行いました。特に(4)のホームページにつきましては、住宅ローンシミュレーションの機能拡充等、コンテンツの充実を図りました。この結果、ホームページへのアクセス件数は1,021万件と、中期計画の目標水準の500万件を大きく上回ることができております。また、(5)のセミナーにつきましても、セミナー終了後のアンケート調査によれば、肯定的な評価を94.2%の方からいただいているという状況でごさいます。

それから、7 ページの4の「住宅資金融通業務」についてでごさいます。(1)の直接融資業務につきましては、最初のほうでもご説明申し上げましたけれども、東日本大震災を

はじめとする災害復興住宅融資等には適切に対応していると考えてございます。

また、一昨年度、賃貸住宅融資に関し、会計検査院からご指摘をいただいた件がございますが、これにつきましては、ご指摘に沿った内容で融資手続の変更や是正措置を実施しておりますが、バリアフリー対応高円賃登録賃貸住宅について、一部の支店でその取り組みが不十分だったということが判明しております。取り組みが確実に実施されるように徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、8ページの(3)のところでございますけれども、直接融資の標準処理期間内での処理率について掲げてございますけれども、昨年度に引き続きまして、すべての種別について目標を達成してございます。

それから、9ページのⅢの1の「収支改善」、2の「繰越損失金の低減」につきましては、先ほど決算のところでご説明させていただきましたので、ここは省略させていただきます。

それから、次の10ページの3の「リスク管理の徹底」でございますけれども、これにつきましては、各種リスクの計量評価を定期的を実施してございます。

それから、10ページの(5)から11ページの(6)にかけて記載しております、返済相談関係でございますが、きめ細やかな返済相談の実施等によって、新規の不良債権の発生の抑制を図ってございます。

また、そうはいつでも不良債権化するものもございまして、不良債権化した債権につきましては、任意売却等を勧奨しております。これらの取り組みの結果、(7)の既往債権管理業務のリスク管理債権の残高につきましては、18年度に比べて25.4%の削減ということで、中期計画の目標水準である20%削減を1年前倒しで達成しております。

また、(8)の証券化支援業務のリスク管理債権比率でございますが、1.34%と、昨年度とほぼ同水準に押さえてございます。

一方で、(9)の賃貸住宅融資業務のリスク管理債権比率でございますが、こちらは自己査定方法の見直しや東日本大震災の影響等もございまして、0.86%となっております。

それから、12ページのVの「重要な財産の譲渡」につきましては、平成19年度に策定しました宿舎整理計画に基づきまして、残り1宿舎の入札を行ったのでございますが、再び不落となっているという状況でございます。

それから、同じく12ページのⅦの2の「人事に関する計画」につきましては、計画的な人員の抑制等を行いまして、人員、人件費ともに想定を上回る削減を実施してございます。

以上でございます。

【監事】 監事の監査の報告につきまして簡単にご説明したいと思います。

今の業務実績報告書の304ページ以下に平成22年度の監事監査報告書が入っておりますので、それをごらんいただければと思います。

監事監査報告書は3部構成になっておりまして、最初が決算監査、2番目が業務監査、最後に独立行政法人整理合理化計画に定められた監査というふうになっておりますが、時間の関係もありますので、ここでは2番目の業務監査のポイントをご説明したいと思います。ページ数は308ページの中ごろあたりからが業務監査でございます。

まず1番、「監査テーマ」でございますが、内部統制の態勢整備・運用の状況ということで、理事長のマネジメントも含めまして、その状況が十分であるか、適切であるかということ。

それから、(2)といたしまして、「組織・業務運営」ということで、証券化支援事業など、いくつかの重要な事項につきまして、その状況を取り上げております。

2が監査の手法でございますが、(1)として、部室長、支店長等に対しまして、自己評価を行わせ、それに基づいて監事が質問をするといったような形の監査。

それから、(2)として、役員会等重要な会議への出席。機構の役員会は原則として毎週開かれておりますが、そこで理事長のマネジメントの状況あるいは意思決定のプロセスなどを直接確認しております。また、監事も必要に応じて意見を述べております。さらに、役員との意見交換、本支店での実地監査などさまざまな手法を組み合わせ、監査を行っているところであります。

監査結果でございますが、310ページ以下のところに記載をしております。

(1)で、内部統制の態勢整備・運用とありますが、最初のところで、総務省の政策評価、独法評価委員会のほうの方針も踏まえまして、理事長のマネジメントにつきまして冒頭で報告をしております。理事長は、機構内外の環境やリスクの状況を踏まえ、経営に関する重要な課題について、原則として毎週開催される役員会での議論を踏まえて意思決定をするとともに、機構の取り組むべき課題等について定期的に全役職員に対するメッセージをメールで発信する等、機構全体に目配りをした内部統制を行いつつ、機構の業務運営を行っているということでございます。

それから、以下のところでそれぞれの項目について課題等指摘しておりますけれども、先ほどから話に出ております、最近機構で発生しました不祥事につきましては、この①の

ところの上から3つ目と4つ目の丸のところですね。1つは、審査・決裁を経ずに融資予約通知書を発行した事案、それから、その次のところで、収賄容疑によります逮捕・起訴、こういった案件について取り上げておまして、いずれも不祥事再発防止を徹底することが必要であるということを指摘しております。

さらに、以下の部分で、リスク管理など、その他の項目についての課題などを指摘しておりますので、またごらんいただければというふうに思います。

以上、簡単ではございますが、私の説明とさせていただきます。

【角分科会長代理】 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

【委員】 この後の評価にも絡むのかもしれませんが、経費の削減のところでございますけれども、証券化支援事業のように、比較的歴史の浅い業務については、経費というのは固定費と変動費で構成されておるわけでございますから、残高が増えれば固定費が増えなければ、当然固定比率というのは下がっていくわけでございますので、その経費率というのは、おそらくこれは残高に対して何%かということ、ごらんになっているんだと思いますので、何もしないでも、現状維持でも経費率は下がっていくという構造になっているはずだと思います。そういう中で、今年の決算報告のほうの経費の状況で、証券化支援勘定のところを拝見いたしますと、固定費、変動費の比率が56.4%、43.5%、固定費全体としては10.2%減少したと、これがおそらくこの証券化業務の経費率の減少に貢献をしておるのではないかと思います。

ところが、フラット35のプライシングのほうにつきましては、ご案内のように、資金調達コストに対して、公庫の経費ということで、残高の65ベースを乗せて、借入れ金利を決めるということになっておるわけでございますが、これは制度導入以来、全く変わったことがないわけございまして、そういう意味では残高に占める経費の額というのは、常に65ベース、今、国民からお取りになっているということかと思えます。

私が疑問に思いますのは、そもそも残高が1兆円から6兆円になってきておるという中で、5倍、6倍に増えているにもかかわらず、全部が変動費であれば、65ベースのまま経費率にされるというのはわかるわけでございますが、5割以上が固定費だということであれば、その残高が6倍になれば、固定比率は当然非常に下がるわけでございますから、一体どういようなことでこちらでは経費が減るとおっしゃっている、こちらではむしろ経費は増えているという、国民に対するプライシングになっているところのつじつ

まが合ってくるのかと。むしろ65ベースを前提にすれば、固定比率は65のうちの36.725という計算になります。もし固定費が10%減ったのであれば、当然4ベース近く金利を下げられるはずでありまして、その経費削減の努力というのが本来国民にリーズナブルな金利で住宅ローンを提供すべき機構がおそらくそれを提供するためにその経費の削減に努力されているというふうに私は考えますので、もしかしたら仕分けでちょっとでもお国にお金を返したいと、だから、国民に高い金利を借り続けると、こういうようなご指示があるのかもしれませんが、いくら何でも半々ぐらいでは金利に反映されるべきではないかと思うんですね。

この点について、経費が下がっているということと、フラット35のプライシングの経費率が下がらないというところは、どういうふうに連絡して理解すればいいのかということについてご説明いただきたいと思います。

【角分科会長代理】 機構のほうからよろしく申し上げます。

【住宅金融支援機構】 先生おっしゃるように私どもはできるだけ安いフラット35をご提供するのが使命だと思って日々やっているわけでございます。そうは言いながら、ある程度の残高の積増もしないと、中期目標の中に経費率というのがございますので。経費率の目標達成は目の前までまいりましたので、これからは65ベースにこだわらずに、65ベースをいかに縮減できるかという方向で具体的に動くことができるというふうに思います。これまでは、とりあえずある程度の残高を積み増すこと、それから、経費率という、独法の目標として大きなものがございましたので、それに向かって努力してきたということでございます。決してその65ベースがフィックスだというふうには考えておりませんので、そういった意味では次の大きな課題として、65ベースを少しでも低めにできるように努力していくつもりでございます。

【委員】 間違いなく算数は合っていないので、今回なぜこういうことをあえて聞くかということ、後でお話しになるんだと思いますが、今回、経費削減についてはS評価をなさりたいということでありますので、それ自体は皆さんがそれでよろしいということであれば、私は構わないんですが、Sだと言うからにはやっぱり金利が現に下がったというような形で見えているべきだと思いますし、少なくとも来年度に向けては明確にこの65ベースをどこまで下げるといったところについて、踏み込んで目標を持って取り組むということをお願いしたいと思います。

【角分科会長代理】 では、よろしくお願いたします。

【住宅金融支援機構】 よくわかりました。

【角分科会長代理】 そのほかございますか。

【委員】 先ほど会計検査院の指摘を受けたという高円賃の話なんですけれども、ちょっと私も不案内なので確認をさせていただきたいんですが、会計検査院から指摘を受けたと。その指摘というのは、私の個人的な感想で申しますと、随分重箱の隅をつつくような話だなと思ってはいるんですが、さはさりながら政策目的と申しますか、そもそものこの制度の趣旨というものが何らかの形で法的根拠を持っているということ及びそれに基づいて会計検査院が指摘したということになると、さすがにその指摘も看過できないということになろうかとは思いますが。

そこでお伺いしたいのは、まず最初にこの高円賃の法的根拠、その融資を与える場合にどういう要件でなければいけないかということがどこまで法的根拠を持っているかということです。例えば、まさかそこまでは書いていないと思うんですが、高齢者の入居率が何パーセントじゃなきゃいかんとか、そういうようなことまで事細かく法令の根拠に裏づけられているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

【角分科会長代理】 お願いします。

【住宅金融支援機構】 高円賃登録賃貸住宅融資については、融資の条件として高円賃の登録を求めるといってやっておりますが、機構法の中には、融資の際に登録を求めるといっては書かれてございません。ただ、高齢者の入居を円滑にするという政策目的に沿ってやっている融資でございますから、登録を条件とするところはきちんと守られていないとおかしいんじゃないでしょうか、と言われたのが会計検査院の指摘でございます。

【委員】 引き続きよろしいですか。わかりました。そうすると、その登録を求めるといことは、それは御機構が独自にそういう判断でもって、その条件として設定されたということですか。それとも国土交通省側からの何らかの指揮というか、政府要請というのがあったのでしょうか。

【住宅金融支援機構】 今ご説明をいたしましたように、もともと高円賃という、高齢者の円滑入居の法律が国の法律としてございまして、その法律の対象となる登録をされる物件に対しましては、うちがその制度に乗っかる形で賃貸のご融資を申し上げるという制度設計をしたということなんですけれども、そのときに制度設計し、条件とした部分に関して、必ずしも守られていない状況でご融資をしてしまった部分が、会計検査院からご指

摘を受けているということですので、もともとの国の法律上の制度に合わせた形でうちがローンを設計したということですので。

【委員】 そうすると、確かに改善をして、それでまた再び会計検査院が実地検査して、ただ、まだ若干問題が残されているという、そういうことのようにありますけれども、では、どこまで改善すれば会計検査院はよしと言うのかという話については、平成22年度で会計検査院側とは何らかのコミュニケーションというか、指摘というか、受けたんでしょうか。

【住宅金融支援機構】 まず登録をして、それから募集をしていくと、高齢者の方々にそういう住宅があるということが周知されて入りやすくなるわけですよね。それをきっちり守っていこうということで、そういう手続の流れをそういうふうに変えまして、まず高円賃の登録がされているということを確認した上で、募集に入っていただく、こういう流れにしたわけですが、実は一部の支店でその登録を確認せずに募集してしまったというか、そういう案件があったということですので、それは徹底していきたいと思っています。

【委員】 高円賃は、要するに、60歳の入居者を拒まないだけの住宅なので、私の理解では、それをつくったからといって、実は高齢者がたくさん入居できるものをつくられるとは限らないんですよね。ですから、その部分はもうそもそも論として制度がおかしいような気がしているんですけど、怒られたところはもっともともとも論のところでは怒られているわけですよね。そこは私の理解では、わりと凡ミス系というか、改善が非常にしやすいところというか、ただ、そこが完全に改善したからといって、全然高齢者の入居は円滑化されないそもそもの構造のような気がするので、そこをあまり責めても、機構さんはそういう意味でもかわいそうというか。

【委員】 いやいや、責めているというか、むしろかばっているというつもりなんですが、つまり、どういうことかという、なかなか、あとの評価にもかかわってくるのであれなんですが、会計検査院に指摘されたことを必ずしも十分にパーフェクトにこなしていないということでもって、若干評価を落とさなきゃいけないというような筋合いのものなのかというのが私の疑問でして、会計検査院の手前というか、なかなか逆らえないということがあつたらうから、そこは指摘を受けたので、その部分はもう甘受しますというか、そういう話になっているのか、それとももう少し、大垣先生おっしゃったように本質的に意味のある取組みで対応するという話に発展できるようなこと、ないしはそういう問題が

現にあったので、それを今後改めますという話になればわかるんですけども、とりあえず形式的に言われたので、しかも、それが私の印象で言うと、重箱の隅をつつかれるようなこと言われたので、まあ、しょうがないですねというような、機構が悪いというよりは、そういう対応になっているという話なのかなという理解をしているということです。

【角分科会長代理】 事務局をお願いします。

【事務局】 高齢者の住宅、それにかかる融資ということでございますけれども、それを根本的にどうするのかという点につきましては、高齢者住まい法が改正されて、今後は実際に高齢者が入る、そういう住宅を重点的に支援していこうということで、サービス付きの高齢者住宅というものに支援対象を移そうということになっています。その結果、この高円賃という仕組みはもう既になくなるということになってございます。ですから、まさにそういう政策的な支援の対象という意味では、もう既にシフトする方向が決まっております、それに伴いましてこの住宅金融支援機構の高齢者世帯向けの住宅の融資も対象を今後、法律の施行後以降はサービス付き高齢者住宅に変えていくということになってございます。

ただ、他方、過去に貸した融資の案件では、ずっと管理していくということもございしますので、そのような過去の融資については条件を守るということが必要だというのが1点と、あともう1つは、あとでもご説明しようと思ったんですが、政独委のほうからは、この会計検査院の問題についてしっかり指摘のとおり対応がなされているかチェックするという指示が具体的におりておるものですから、評価の話はまたあとで申し上げますけれども、その点についてはやはりきちっと踏まえて評価を行わなければいけないという状況にあるということでございます。

【委員長】 些細なことでもいいですか。この厚いものの一番後ろに監査結果が大変にフランクに書いてあって、いいなという感じがしますね。これはいいなという感じがしますね。

それで、ついでに質問なんですけど、その上から2つ目の白丸のところ、顧客情報漏洩事案が発生してしまったというようなことが書いてあるんですけども、これは前のほうの実績の報告書にはどこか書いてあるんですかね。

【住宅金融支援機構】 中期目標のところ、ピタッとくるところがないものですから、その他の参考となるところなんですけれども、296、297ページに記載しております。

【委員長】 ということは、これは評価のアイテムでいくと、どこのところに入るのか

な。こっこの次の資料11-1でいくとどこのところになるんですかね。

【事務局】 その他の事項として記載されておりますので、直接的にここの部分を評価したところはありません。

【委員長】 それでちょっと問題を感じないでもないで申し上げたんだけど、監査の結果の中に重要事項として書いてあるものが、その他に入っていて、その他に入っていたっていいんだけど、その他のところでの評価はそんなことは無視して評価しちゃうというのはどんなふうな思考になっているのかなと思ってちょっと伺ったんですけどね。つまり、監査の結果というのを重大と認識しているんだったら、この監査の結果に書いてあることが評価のアイテムの中にそれなりに反映してあって、しかも、多分この次の11-1の資料は自己評価であって、先生方がこれから評価して、最終決定するんでしょうけれども、自己評価の中に反映されてなきゃいけないですよ。だからこそ、その次の下にある不祥事の問題、収賄事件のほうはそれを斟酌されて、業務の点検というアイテムがCで自己点検、自己評価されているわけですよ。そういう意味でどういうふうに……。

【事務局】 5ページの内部統制のところでは直接的には書いておりませんが、顧客保護に関する取組みをいろいろ行っているということ、評価はしてございます。

【委員長】 しかしこれはプラスの評価ですよ。

【事務局】 はい。この項目自体をここで評価しようということではあるんですが、マイナスの部分はあとで出てまいります別の不祥事のことだけをおある意味書いてございますので、ご指摘の点については再考させていただきたいと思います。

【委員長】 機構の中でのせっかくこうやって、わりあいフランクな、率直な監査をしていただいているんだから、それが評価実績書の中に表現されて、しかも、自己評価にも反映するというのが健全なことかなと思って申し上げただけですけどね。

以上です。

【委員】 1点だけいいですか。高齢者の関係で、ちょっとつながりをお願いをしたいんですけど、まさにサービス付き高齢者住宅に対する融資というのが始まるわけなんですよ。機構法が改正されて。これはおそらく初めて住宅機構として収益物件に対して関連の保証等がない、直接の審査に基づいて融資をなさるという例になるというふうに理解しております。また、その重要性からいっても、むしろ融資の量は拡大していくというふうに理解しておるんですが、この領域は、私、随分やっておりますが、大変難しい融資で、特に介護事業者のリスクを一定の規模になりますと、直接にとる形になりますので、率直

なところ、通常の民間金融機関は色ものと称してやらない領域でありまして、事故率も極めて高いということでもあります。

そういう中で、以前、指摘されたアパート融資等についてもあったことですが、事故を出さないようにやろうとすると、どうしても大手がやる大型の優良物件に結局貸してしまうということになって、民間でも貸せたものを機構が当然、条件はもう極めていい条件になっているわけですから、大手であろうが、何であろうが、機構のほうは借りたいということに来るということになって、強いものがどんどん強くなるというような結果になりがちな領域であろうかと思えます。

既にアパートのほうについてはそういう現象も起きておるといふふうに理解しております、そういう意味で、本来機構がやらないといけないことは、おそらく40戸、50戸ぐらいまでのところの老人ホームの代替的な施設のところで、これはもう一番お金がつかないところでもありますから、こういうところをフォローして初めて機構の意義が出てくるんだと思います。だといたしますと、まさに介護事業者のリスクをとって貸していく領域になりますので、ぜひ審査のやり方等について、まだ民間でも適切な知見のある領域ではございませんので、工夫をしながらできるところからきちっと、できるだけそういう意味で今回もいい制度が、本来ほんとうにお金の必要なところにつくように勉強、工夫をお願いしたいというふうに思います。それで初めて先ほどの高円賃の問題がほんとうの意味で実質的に解決されたということになるのではないかと思います。

【角分科会長代理】 よろしくお願ひいたします。

それでは、実績報告について、そのほかよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からは貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。それでは、先ほど申し上げましたように若干少し入っている状況もありますが、議事10の平成22年度業務実績評価調書の案について、ご説明いただきたいと思ひます。ここで機構の役員の皆様方については、ご退室をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議事の10番でございます。私から住宅金融支援機構に係る平成22年度業務実績評価調書について説明させていただきたいと思ひます。

評価の留意点、スケジュールについては、参考の8-1という資料がございますので、それをお手元に置いておいていただきながらご説明を聞いていただければと思ひます。また、本日、時間が限られておりますので、概要に沿って説明したいと思ひますので、評価調書自体は11-1というのがございますが、メインはA3版の11-2というのがござ

いますので、これをごらんいただきながらお聞きいただければというふうに思います。

まず今年の評価のやり方についてですが、昨年同様、S S、S、A、B、Cの5段階で、各標目の評定を行います。その上で業務全体の評価というのも踏まえつつ、最終的に総合的な評定、これも5段階でございますけれども、これを行うということになってございます。

それでは、中身のほうでございます。時間も限られておりますので、コメントを申し上げますのは、平均のAよりよいもの、悪いものに絞って説明をさせていただきたいと思っております。

まず先に全体をごらんいただくということで、A3の紙の2枚目をごらんいただきたいんですけれども、下のところでございます。総合評定はAとなっておりますが、右のところに各評価の個数が出てございまして、22年度は一番左の欄で、Sが5つ、Aが28、Bが2、Cが1となっております。

それでは、具体的な中身に入っております。1枚目に戻ります。I、業務運営の効率化の点でございますけれども、評価項目は全部で7項目ございますが、Sが1項目、Cが1項目でございます。まずSは2の(1)でございます。一般管理費の15%以上削減、この目標につきまして、人件費削減等の取組み等によりで、対18年度比21.2%と、目標を大きく上回る水準で達成いたしましたので、Sという判断をさせていただいております。

次でございますが、業務の点検、5番でございます。内部統制の取組みあるいは内部での業務改善の取組みというのは、これは一定程度支援機構のほうで行われてございますけれども、結果として残念ながら刑事事件が発生してしまっております。職員の収賄容疑による逮捕ということで、この事実自体を重く受けとめていただくことが必要であり、再発防止に全力を尽くしていただきたいという考えといたしまして、こちらにつきましてはCという評価をさせていただいております。

次に、IIでございます。国民に対するサービス等の業務の質の向上でございます。これは各業務ごとでございますので、まず証券化支援業務でございます。合計9項目ございますが、S、買取型のところで2つございます。1つは機構が金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認を決定するまでの標準処理期間3日で処理する案件のシェアを目標8割以上というのを今回、21年度の水準もさらに大きく上回しまして、86.1%ということで、フラット35の大幅事業量増大にもかかわらず、こういう高い数字を

挙げたということでSという判断でございます。

それから、次は1の(2)の⑤でございます。これはMBS市場に参入する投資家の維持拡大に関する取組みということでございまして、投資家のニーズに合った情報提供をするということで、海外の投資家でなかなかこちらからは出向けない、あるいは日本に来ていただけない方にはビデオカンファレンスを開催するとか、あるいは地方投資家向けの専門のIR資料をつくるということで努力を続けておりまして、その結果、22社、新規の投資家が参入したと。購入投資家も平均50社を超える水準となっているということで、昨年も新規参入等はございましたが、さらにこれを上回る水準で行われておりますので、こちらについてはSということでございます。

次に、2番目の住宅融資保険業務でございます。3項目ありますが、Sは1つでございます。2の(1)、(2)の目標でございますが、保険金の支払い請求を機構が金融機関から受けた日から払うまでの標準処理期間は30日ということでございますが、目標は案件収納率80%でございますけれども、これを3年連続で100%達成してございます。

また、保険事故にかかる債権の積極的回収に取り組むという点については、目標は、これは目安として40%という数字が掲げられておりますが、22年度において21年度に発生した事故に関する回収実績率、43%となっておりますので、年度計画において、目安の最低の数値をこれを上回っているということで、Sと判断してございます。

続きまして、住情報提供業務、3でございます。3項目ありますが、Sは1つでございます。3の(4)、(5)、これはホームページのアクセス件数、年間500万件以上となりますが、年間1,020万件と倍近くの数になってございます。組織的な、横断的な検討会を開催したり、コンテンツの充実を図った努力の結果というふうに理解しております。

それから、消費者向けのセミナーのアンケート調査で、8割以上、肯定的な評価を得るところについても、要望の高いテーマを厳選して、セミナーを開催するなどして、94.2%の肯定的な評価ということで、これも21年度の数字をさらに上回る数字ということで、これをSとしております。

続きまして、4番、住宅資金融通業務でございますが、こちらは4項目ございますが、Bが1つございます。

(1)でございます。ここにはたくさんの項目が入っておりまして、直接融資全般を評価する項目でございます。この中には災害復興住宅融資、東日本大震災の対応ということで、また、冒頭ご説明もございましたけど、初動期に迅速な対応を行うとともに、その後、

公共団体、金融機関と地道な努力をしっかりと行って、現地相談も延べ100人程度の職員を派遣してやっているということで、ここは評価すべきというところはございますけれども、先ほど話題にもなりました会計検査院の対応につきまして、20年度に指摘事項がございましたが、2つのうち1つは問題がなかったのですが、バリアフリー、高円貸対応の件について一部不十分な取り組みがあるということで、ここは厳しく見なければいけないということで、この箱全体をトータルで評価するとBというふうに判断してございます。

それから、5番目、団体信用生命保険業務、これは1項目で、Aでございます。

続きまして、Ⅲ、予算でございますが、6項目ありますが、Bが1つございます。1の収支改善、(1)、(2)、(3)、それから、2番目、繰越損失金の低減ということでございます。目標は4つあるわけですが、このうち単年度収支です。これは中期目標の最終年度までに黒字化を達成するということですが、去年、昨年度12億円のプラスであったにもかかわらず、今年度は171億円のマイナスとなってしまったということでございます。震災関連の引当金を多く積み増したというような事情はありますけれども、やはり来年度は中期計画の最終年度でございまして、目標達成に向けて一層邁進していただく必要があるということで、こちらはBと判断しております。

その他、下のほうに人件費等の項目、3項目ありますが、いずれもAでございます。

以上を踏まえまして、全体の詳しいほうの一番最後のところをごらんいただきたいと思っております。28ページでございますけれども、最後に総合評価のところが出てございますが、先ほど点数でお示したようなことを評価項目のまとまりごとに文章で説明した形になってございます。これらを総合いたしますと、30ページでございますけれども、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると考えられるということで、総合評定としてはAという判断とさせていただきます。

説明は以上でございます。

【角分科会長代理】 説明、どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

【委員】 職員の不祥事のところになりますけど、要は、内部統制の一環ということになりますけれども、起こった事故をお聞きすると、通常の内部統制で実際のところ阻止できるのかなと思った印象もあった不祥事かなど。金額的にも普通、この金額で人は人の道に外れないというようなもので、内部統制を何か強化したからといって何か引かかるよ

うなものなのかなと、実際皆さんそう思われたところもあると思いますけれども、ただ、起こってしまった不祥事の評価なのかなというふうには理解していますけれども、その後のそういう中でちゃんと対応がなされていたということの評価というのは、こういう事故が起こったときにどういう内部統制を働かせて改善したかというところが評価されてもいいのかなというふうに私自身は思ったところではございます。

ですので、要は、これをCだというふうにすることによって、もうこれから一切身を正してじゃないですけども、起こらなくするという、内部統制の一環という位置づけの意味合いがあるのかもしれませんが、ただ、これはやはり業務実績の評価ということがありますので、その後の対応が迅速になされているということがあるとすれば、Cでなくてもいいのかなというふうな、個人的には意見としてはあります。

【角分科会長代理】 この点何か。

【委員】 Cか、Bかはちょっとよくわかりませんが、ただ、今回、収賄は確かにそのとおりなんですけど、その中でちょっと重視しないといけないのは、関連の取り扱い金融機関に関する情報が非常に安易に外に出ているというところは、おそらく本来は内部統制をかけられたところではなかったかと思うんですね。

それからもう1つは、それとの関連で、やっぱり独法になってからフラット35が出ない時期が続く中で、機構内部でも営業という言葉が公庫のときにはなかったんですけど、初めて導入をされたというか、今でも自分たちの仕事のことを現場では営業と呼んでらっしゃって、少し数字を出すということについてプレッシャーがかかっていたということもあったように思うんです。そういう意味で収賄そのものは非常に異常自体であったと思いますが、これを一つのきっかけにして、この情報管理と、それから、やはり公的機関ですから、自然体で出るものは出るし、出ないものは出ないということでもいい部分もあるような気がしますので、むしろ高齢者向けの融資とか、ならではのところで頑張ってくださいというようなどころにも思考を持っていていただきたいので、BでもCでも私は構わないんですけど、ここはある程度そういう思考が必要になるところかなとは思いました。

【委員長】 私はもちろん評定には参加しませんから、あくまで参考意見ということで言うだけなんですけれども、この議論をするときに機構の当事者が聞いているというのがまず違和感がありますね。フランクな議論ができるだろうか。理事は退出しているけれども、残っている方も偉い人たちですからね。

それから、このたたき台をもちろん分科会長代理あるいは分科会長とご相談の上の案だ

とは思いますが、それを事務局が説明するというのはどういう考えかなという感じがしますね。半分以上のところは、委員が事前に評点をつけて、Aをつけた人は何人、Bをつけた人は1人とか、Sは1人といった分布を見ながら、相談しながら決めていくということをやっています。事務局がこれでどうでしょうと言っているというのはちょっとどうかかなという感じがするんですが、それはここの習わしだから、今回変えていただく必要はないので、これは感想です。

3つ目は、これが最終のまとめの評価がAにしたらどうですかと。それから、Sがいくつと、Aがいくつと、BとCが出ますね。BとCが、Bが2つとCが出てくるような分布の評価が最終的にまとめると、Aでいきましょうという感覚はちょっと、全体のほかの機構での実績や何かから考えると、よくお考えになったほうがいいかなという感じがしますね。だから、最後をAにするのがよくないと言っているんじゃないんですよ。個々のアイテムがどういう評点であるのかというのをよくお考えになって、それで最終の評価を決めるほうがあとでいいんじゃないかなという感覚を持ちます。

それから、今、先生方がご検討されたように、この不祥事等々というのがこの業務の管理の中でやり得る話なのか、それから、会計検査院等々もありましたけど、それはある種の事故のようなレベルの問題なのか、それとも業務が問題があったからこそ生じてしまう、要するに、責任の範囲、要するに、コントロールし得る世界なのかどうかというのはよくご検討された上で評価されたらいいと思うし、事務局の提案に必ずしも限る必要はないので、大いに委員の中でご検討いただいたらいいというふうに思います。

【委員】 前にこの話ではないところで申し上げた一般管理費の項目には、Sを認める前提として、来年に向けてのコメントを何か入れていただきたいと思います。

【角分科会長代理】 高円賃のところと、不祥事のところについてはもう少し私のほうで引き取らせていただきたいと思います。いろいろとそのほかおっしゃりたいこともあろうかと思いますが、時間が伸びてしまいましたので、本日の分科会はこれで閉会というふうにしたいと思います。

なお、国民の皆さんのご意見、募集にかける評価調書の案の内容についてでございますけれども、ラスパイレス指数、いつも問題になるラスパイレス指数について、これは住宅金融支援機構だけではなくて、まだ正式に国交省の所管の独法について公表されていないというふうに伺っておりますので、この評価調書の案におけるラスパイレス指数について書きぶりも含めて、分科会長代理である私にご一任いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次回の分科会におきましては、これはスケジュールどおり、委員の皆様のご意見、それから、国民の皆様からお寄せいただいたご意見を反映して、修正した評価調査案を作成いたしまして、委員の皆様にお諮りしたいと思っております。

委員の皆様のご意見等につきましては、会議終了後、事務局から様式をメール及びファクスでお送りいたしますので、少々時間があれますが、7月8日の金曜日までに事務局までご連絡いただきますようお願いを申し上げます。

本日の議事は以上でございます。それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日は長時間のご審議、まことにありがとうございました。本日の審議内容等につきましては、議事録を作成の上、出席の委員皆様にお諮りして、ご披露させていただきたいと思っております。

次回の第13回分科会は、7月27日水曜日3時半からということで、場所は追って連絡させていただきたいと思っております。議事は、業績評価、それから、役員退職金の勘案率等を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —